

## ○胎内市広告掲載に関する規則

平成19年12月13日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、市が保有する施設、物品及び印刷物等の資産を有効活用するとともに、自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、それらの資産のうち広告を掲載する媒体として利用可能なものに掲載する広告に関し必要な事項を定める。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 市報「たいない」
- (2) 胎内市ホームページ
- (3) 封筒、ポスター、パンフレットその他の印刷物
- (4) 市の財産その他市長が広告の掲載を認めるもの

2 前項に掲げるもの以外のものであっても広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人及び団体の意見広告及び名刺広告に関するもの
- (7) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明広告に関するもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれのあるもの
- (10) 胎内市の市税を滞納している者による広告
- (11) その他広告媒体に掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告に関する基準については、別途定める。

(広告の掲載位置、規格及び掲載料等)

第4条 広告の掲載位置、規格、募集方法及び掲載料等募集の条件は、広告媒体ごとに別途定める。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 市長は、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を、広告媒体ごとに別に定める基準により、原則として公募するものとする。

2 市長は、募集する広告の枠数に広告掲載希望者が満たないときは、前項の規定にかかわらず、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、「胎内市広告掲載申込書」（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、申込みものとする。

2 広告掲載希望者は、法人又は個人事業者である場合は事業主の市税の納税状況を広告媒体所管課等が閲覧することに同意しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 前条の申込書を受理したときは、第3条の規定に基づき掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の決定は、前項の規定により掲載を可とされた者のうちから、広告媒体ごとに別に定める方法により行うものとする。

3 前項の規定による決定をしたときは、その結果を広告掲載希望者に「胎内市広告掲載許可・不許可決定通知書」（様式第2号）により通知するものとする。

(掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載料を市長の指定する期日までに一括で納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲載料の還付)

第9条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により当該広告を掲載できなくなったときは、当該掲載料を還付することができる。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(業務委託)

第11条 市長は、広告の募集、広告媒体の作成等の業務を委託することができる。

(広告掲載の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消し又は中止の上、「胎内市広告掲載決定取消(中止)通知書」(様式第3号)により通知するものとする。

(1) 広告媒体に掲載しようとする広告が第3条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき若しくは同条第2項に定める基準に抵触することとなったとき。

(2) 広告主が第5条の掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

(3) 広告主が指定する日までに広告の原稿等を提出しなかったとき。

(4) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。

(5) 広告主の倒産、破産等により、広告掲載する必要がなくなったとき。

(6) 広告主より、広告掲載の中止の申出があったとき。

(7) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 前項の規定により、広告掲載の取消し又は中止を行った場合において、改めて広告媒体を作成し直す必要が生じたときは、その作成に要する費用は、当該広告掲載の取消し又は中止の決定を受けた広告主の負担とする。

(広告審査委員会)

第13条 広告の掲載に際し、必要な事項を審査するため、広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

3 委員長は総合政策課長、副委員長は財政課長をもって充てる。

4 委員会は、広告媒体所管課等の求めに応じ、次の事項について検討を行うものとする。

(1) 広告掲載の可否に関すること。

(2) 広告の内容及び規格に関すること。

(会議)

第14条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、当該会議の議長となる。

2 会議に出席できない委員は、委員長の同意を得て、自らが指名する職員を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、広告媒体所管課等の長の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 前項に定めるもののほか、委員長は、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会を開催することができないときは、持ち回りにより審査を行うことができる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、総合政策課行革協働係において処理する。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項があるとき又はこの規則によりがたいときは市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年12月13日から施行する。

(胎内市広報紙広告掲載取扱規則の廃止)

2 胎内市広報紙広告掲載取扱規則（平成18年5月17日規則第36号）は、廃止する。

3 胎内市広告掲載に関する規則の施行の日前に胎内市広報紙広告掲載取扱規則に基づき掲載の申込みを受けた広告の取扱については、なお従前の例による。

(胎内市ホームページ広告掲載取扱規則の廃止)

4 胎内市ホームページ広告掲載取扱規則（平成19年6月7日規則第27号）は、廃止する。

5 胎内市広告掲載に関する規則の施行の日前に胎内市ホームページ広告掲載取扱規則に基づき掲載の申込みを受けた広告の取扱については、なお従前の例による。

附 則（平成20年5月23日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日規則第 26 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

総務課長
総合政策課長
財政課長
税務課長
会計課長
上下水道課長

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先） 胎内市長

住所  
事業所名・氏名

胎内市広告掲載申込書

広告掲載について、胎内市広告掲載に関する規則及び胎内市広告掲載基準に基づく条件等を承諾の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載を希望する広告媒体名	
2 掲載希望期間(号)	年 月 日(号) ～ 年 月 日
3 添付書類	(1) 業務内容等を明らかにする書類等(会社案内、パンフレット等) (2) 掲載しようとする広告案 (3) 広告媒体所管課等から指示があったもの (4) その他( )
連絡先	担当者名
	電話番号
	E-mail

胎内市広告掲載に関する規則第6条第2項及び胎内市広告掲載基準に基づき担当職員が納税状況を閲覧(確認)することを認めます。

年 月 日

住所

氏名(代表者名)



氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第2号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

胎内市長

胎内市広告掲載許可・不許可決定通知書

広告掲載について、「胎内市広告掲載に関する規則」に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載の可否	(1) 掲載許可 (2) 掲載不許可 理由:	
2 掲載期間	年 月 日(号) ~ 年 月 日	
3 掲載広告規格		
4 広告料		
5 納入期限	年 月 日	
6 摘要		
連絡先	担当課・係名	
	担当者名	
	電話番号	
	E-mail	

様式第3号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

胎内市長

胎内市広告掲載決定取消(中止)通知書

年 月 日付で決定した広告掲載について、胎内市広告掲載に関する規則に基づき、下記のとおり広告の取り消しを決定したので通知します。

記

取消理由		
連絡先	担当課・係名	
	担当者名	
	電話番号	
	E-mail	

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 12 条関係)